

第 109 期 中 間 決 算 公 告

平成 21 年 12 月 24 日

住 所 宮 崎 市 広 島 2 丁 目 1 番 3 1 号

株 式 会 社 宮 崎 太 陽 銀 行

取 締 役 頭 取 宮 田 穂 積

中 間 貸 借 対 照 表 (平 成 21 年 9 月 30 日 現 在)

(単 位 : 百 万 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	11,466	預 金	531,200
コ ー ル ロ ー ン	40,100	借 用 金	1,015
買 入 金 銭 債 権	697	社 債	1,000
商 品 有 価 証 券	15	そ の 他 負 債	2,215
有 価 証 券	96,626	未 払 法 人 税 等	28
貸 出 金	392,468	リ ー ス 債 務	53
そ の 他 資 産	1,467	そ の 他 の 負 債	2,134
有 形 固 定 資 産	14,428	退 職 給 付 引 当 金	1,750
無 形 固 定 資 産	431	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	302
繰 延 税 金 資 産	5,466	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	229
支 払 承 諾 見 返	1,313	偶 発 損 失 引 当 金	31
貸 倒 引 当 金	7,985	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,423
		支 払 承 諾	1,313
		負 債 の 部 合 計	540,484
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	5,752
		資 本 剰 余 金	4,344
		資 本 準 備 金	4,344
		利 益 剰 余 金	8,747
		利 益 準 備 金	592
		そ の 他 利 益 剰 余 金	8,154
		別 途 積 立 金	7,278
		繰 越 利 益 剰 余 金	876
		自 己 株 式	109
		株 主 資 本 合 計	18,735
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,247
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,528
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,722
		純 資 産 の 部 合 計	16,012
資 産 の 部 合 計	556,496	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	556,496

中間損益計算書 (平成21年4月 1日 から
平成21年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		6,923
資 金 運 用 収 益	5,820	
(うち貸出金利息)	(5,188)	
(うち有価証券利息配当金)	(604)	
役 務 取 引 等 収 益	900	
そ の 他 業 務 収 益	53	
そ の 他 経 常 収 益	149	
経 常 費 用		7,421
資 金 調 達 費 用	701	
(うち預金利息)	(662)	
役 務 取 引 等 費 用	581	
そ の 他 業 務 費 用	27	
営 業 経 費	4,377	
そ の 他 経 常 費 用	1,732	
経 常 損 失		498
特 別 利 益		10
特 別 損 失		8
税 引 前 中 間 純 損 失		496
法人税、住民税及び事業税	29	
法 人 税 等 調 整 額	362	
法 人 税 等 合 計		392
中 間 純 損 失		888

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 5年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る

債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 9,398 百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。なお、当中間期はその支給額を合理的に見積もることが困難なため、費用処理しておりません。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,202 百万円）については、15 年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に 12 分の 6 を乗じた額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6．外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8．ヘッジ会計の方法

預金、貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1．関係会社の株式及び出資額総額 350 百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は 1,050 百万円、延滞債権額は 8,809 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 20 百万円であります。

なお 3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延

している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 8,945 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 18,826 百万円であります。

なお上記2．から5．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 4,013 百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 397 百万円

担保資産に対応する債務

預金 547 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 8,342 百万円及び預け金 3 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 108 百万円であります。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,201 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 13,130 百万円、1年超のものが 71 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。

- 10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,301 百万円
- 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,000 百万円が含まれております。
- 12. 社債は、劣後特約付社債 1,000 百万円であります。
- 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,140 百万円であります。
- 14. 1 株当たりの純資産額 301 円 16 銭
- 15. 国内基準に係る単体自己資本比率 7.26%

（中間損益計算書関係）

- 1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,584 百万円及び株式等償却 54 百万円を含んでおります。
- 2. 1 株当たり中間純損失金額 16 円 70 銭

（有価証券関係）

- 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
社債	1,094	1,103	8
その他	6,532	5,680	852
合計	7,626	6,783	843

（注）時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

- 2. その他有価証券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	取得原価（百万円）	中間貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	15,248	12,027	3,221
債券	59,963	60,845	881
国債	26,437	27,012	575
地方債	3,659	3,705	46
社債	29,867	30,127	259
その他	14,106	12,119	1,987

合計	89,319	84,991	4,327
----	--------	--------	-------

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、株式及び受益証券については当中間決算期末前 1 ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価、債券については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、54 百万円（すべて株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて 50%以上下落したものを全てとすることに加え、同 30%以上 50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 714 百万円増加、「繰延税金資産」は 288 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 426 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債の将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローをフォワードレートで割り引いた現在価値（コンベクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成 21 年 9 月 30 日現在）

内 容	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	500
非上場国内債	2,140
子会社・子法人等株式	
子会社・子法人等株式等	350
その他有価証券	
非上場株式	640
その他の証券	376

(税効果関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	6,029 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	711
減価償却費損金算入限度額超過額	106
有価証券評価損	703
その他有価証券評価差額金	1,780
その他	<u>610</u>
繰延税金資産小計	9,941
評価性引当額	<u>4,475</u>
繰延税金資産合計	5,466
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	<u>5,466</u> 百万円

中間連結貸借対照表 (平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	11,471	預 金	531,075
コールローン及び買入手形	40,100	借 用 金	1,315
買入金銭債権	697	社 債	1,000
商品有価証券	15	そ の 他 負 債	2,725
有 価 証 券	96,778	退 職 給 付 引 当 金	1,760
貸 出 金	388,565	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	302
リース債権及びリース投資資産	4,165	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	229
そ の 他 資 産	2,149	偶 発 損 失 引 当 金	31
有 形 固 定 資 産	14,634	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,423
無 形 固 定 資 産	460	支 払 承 諾	1,334
繰 延 税 金 資 産	5,589	負 債 の 部 合 計	541,198
支 払 承 諾 見 返	1,334	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	8,214	資 本 金	5,752
		資 本 剰 余 金	4,344
		利 益 剰 余 金	8,871
		自 己 株 式	112
		株 主 資 本 合 計	18,857
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,247
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,528
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,722
		少 数 株 主 持 分	413
		純 資 産 の 部 合 計	16,548
資 産 の 部 合 計	557,747	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	557,747

中間連結損益計算書

平成21年4月 1日から
平成21年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	7,967
資 金 運 用 収 益	5,783
(うち貸出金利息)	(5,146)
(うち有価証券利息配当金)	(609)
役 務 取 引 等 収 益	929
そ の 他 業 務 収 益	1,111
そ の 他 経 常 収 益	142
経 常 費 用	8,355
資 金 調 達 費 用	704
(うち預金利息)	(662)
役 務 取 引 等 費 用	577
そ の 他 業 務 費 用	1,016
営 業 経 費	4,345
そ の 他 経 常 費 用	1,712
経 常 損 失	388
特 別 利 益	10
特 別 損 失	8
税金等調整前中間純損失	386
法人税、住民税及び事業税	89
法人税等調整額	346
法人税等合計	436
少数株主利益	54
中間純損失	877

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

株式会社 宮崎太陽ビジネスサービス

株式会社 宮崎太陽リース

株式会社 宮崎太陽キャピタル

非連結の子会社及び子法人等

みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合

J A I C - みやざき太陽1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合

J A I C - みやざき太陽1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間連結決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 5年～6年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しており

ます。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,398百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。なお、当中間連結期はその支給額を合理的に見積もることが困難なため、費用処理しておりません。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,202百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計

上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行は預金、貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 (連結子会社及び連結子法人等の株式 (及び出資額) を除く) 340 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,055 百万円、延滞債権額は 9,070 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しな

かった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は20百万円であります。

なお3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,945百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,092百万円であります。

なお上記2．から5．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,013百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 397百万円

担保資産に対応する債務

預金 547百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,342百万円及び預け金3百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は108百万円であります。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,201百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,130百万円、1年超のものが71百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約

極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,576 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,000 百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債 1,000 百万円であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,140 百万円であります。
14. 1 株当たりの純資産額 303 円 49 銭
15. 国内基準に係る連結自己資本比率 7.40%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,563 百万円及び株式等償却 54 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純損失金額 16 円 49 銭

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
社債	1,094	1,103	8
その他	6,532	5,680	852
合計	7,626	6,783	843

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	15,248	12,027	3,221
債券	59,963	60,845	881
国債	26,437	27,012	575
地方債	3,659	3,705	46
社債	29,867	30,127	259
その他	14,106	12,119	1,987
合計	89,319	84,991	4,327

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式及び受益証券については当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価、債券については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、54百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものを全てとすることに加え、同30%以上50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は714百万円増加、「繰延税金資産」は288百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は426百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債の将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローをフォワードレートで割り引いた現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

内 容	金額(百万円)
-----	---------

満期保有目的の債券	
非上場外国証券	500
非上場国内債	2,140
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式等	340
その他有価証券	
非上場株式	652
非上場国内債	150
その他の証券	377